

日本で作られた律管

高瀬 澄子

律管とは、音高の基準を示す調律用の器具の一種である。中国において考案され、日本でも製作された。東アジアの代表的な調律具の一つとして知られているにもかかわらず、日本の律管については、林謙三(1899-1976)以来、十分な研究が進められていない。本稿は、林の研究に基づき、日本で作られた律管の歴史と現状を明らかにすることを目的とする。本稿の成果は未だ十分なものではないが、現時点で調査した結果を報告して概観を得ることにより、今後の律管研究の序説としたい¹。

1. 律管とは何か

日本では、律管のほかにも様々な種類の調律具が使用されてきた。しかし、律管とその他の調律具とはしばしば混同されている。そこで、まず、他種の調律具との比較を通して、律管とはどのような調律具を指すのかを明確にしておこう。

1-1. 定義

律管とは、広義には管による調律具一般を指すが、狭義には、指孔やリードのない、上下の貫通した管から成るものを指す。本稿では後者の定義を採る。管の下端を塞ぎ、上端から斜めに息を吹き込むことによって音を出す。1本の管が一つの音高に対応し、単管でも成立しうが、多くの場合、長短の複数管が一組とされ、音高の順に配置される。

具体的な事例として、国立歴史民俗博物館の所蔵する紀州徳川家伝来楽器コレクションの律管を取り上げる²。紀州徳川家伝来楽器コレクションには、律管が2点含まれている。「五調宮音」(H-46-154-1)と「律管」(H-46-154-3)である(写真1・2)³。「五調宮音」(H-46-154-1)は5本の管を一組にしたもの、「律管」(H-46-154-3)は12本の管を一組にして紐で連結したものである。いずれも指孔もリードもない上下の貫通した管を使用しており、律管の一種と言うこ



写真1 五調宮音 (H-46-154-1)



写真2 律管 (H-46-154-3)

とができる。

紀州徳川家伝来楽器コレクションには、このほか「調子笛」(H-46-153-4)、「五調子律管」(H-46-153-5)、「囀竹」(H-46-154-2)の3件の調律具が含まれるが、これらの調律具はいずれも律管ではない⁴。

「調子笛」(H-46-153-4)は、全部で9点あり、そのうち6点は調子笛、3点は四穴である。調子笛とは、広義には吹奏され

る調律具一般を指し、狭義には管の中に簧(リード)を仕込み、息を吹きまたは吸って音を出すものを指すが、ここでは後者の定義を採る。6点の調子笛のうち、1点は同じ長さの12本の管を一組にしたもの、1点は同じ長さの6本の管を連結したもの、残る4点は1本の管に12の孔が開けられたものである。12管の調子笛には簧が付けられているのが外部から見える。6管と1管の調子笛は簧の有無が外部からは見えないが、簧がないとしたら調律具としての機能の説明がつかない。1管の調子笛については、同じく国立歴史民俗博物館の所蔵する南都楽人辻家資料に、同種の調子笛を縦に割り、内部の構造が見えるようになっているものがある。それによれば、内部には音ごとに簧が仕込まれている⁵。このように、調子笛は、簧がある点、同じ長さの管を用いる点、1管につき1音高とは限らない点などが律管とは異なる。

四穴とは、一方の端を閉じた管の表に三つ、裏に一つの孔を開けたものである。

管の閉じた端をはじいて音を出し、四つの孔を開閉することによって十二律を得る⁶。3点の四穴のうち1点には、音を出すために用いたと思われる棒が中に仕込まれている。指孔がある点、管の一端が閉じられている点、打奏される点など、明らかに律管とは異なる構造と奏法を持つ⁷。

「五調子律管」(H-46-153-5)は、「律管」と称してはいるが、明らかに律管ではない⁸。5本の管のうち、2管は五つの指孔が開けられ、中に金具状のものが仕込まれている。3管は指孔がなく、そのうち1管には簧が付けられている。調律具の一種と思われるが、各管の関係や詳しい用途は不明である。

「図竹」(H-46-154-2)は、簧の付いた指孔のない長短12本の管を音高の順に並べ、一組にしたものである。図竹はしばしば笙管の原理を応用した調律具と説明される(林 1973b : 645)。長短の複数管を一組とする点、1管につき1音高である点が律管と共通しており、外見上も律管と似ているためしばしば混同されるが、簧が付けられている点が律管との明らかな相違点である。

このように、日本で使用された調律具には様々な種類があり、各々異なった構造を持つ。そのうち、本稿で取り扱うのは、紀州徳川家伝来楽器コレクションにおける「五調宮音」(H-46-154-1)「律管」(H-46-154-3)と同種の調律具である狭義の律管である。

1-2. 背景

律管は中国において考案された。その起源は非常に古く、戦国時代末に秦で編纂されたとされる『呂氏春秋』(呂不韋編、紀元前3世紀頃)に、すでに記述がある。『呂氏春秋』古楽篇によれば、律管の起源は次の通りである。

昔黄帝令伶倫作為律。伶倫自大夏之西。乃之阮隰之陰。取竹於嶰谿之谷。以生空竅厚均者。斷兩節間。其長三寸九分而吹之。以為黃鐘之宮。(中略)次制十二筩。以之阮隰之下。聽鳳皇之鳴。以別十二律。(許 1988 : 235-239)

(昔、黄帝は、伶倫に命じて律を作らせた。伶倫は、大夏の西から崑崙山の北へ行き、嶰谿の谷で竹を取り、管の直径が等しいものを選んで節と節の間を切断し、三寸九分の長さにして、吹いて出た音を黄鐘の宮とした。(中略)次に12本の管を作って崑崙山のふもとへ行き、鳳凰の鳴き声を聴いて十二律を定

めた。)⁹

これは史実ではなく伝説であるが、しかし『呂氏春秋』の編纂当時、実際に律管は作られていたと考えてよい。なぜなら、『呂氏春秋』音律篇は三分損益による十二律の計算方法が記された最初期の文献の一つとして知られ、その計算のために律管は欠かすことができないものだったからである。

中国において、律管は単なる音高の基準以上の意味を持っている。同じく『呂氏春秋』音律篇に、次のような記述がある。

大聖至理之世。天地之氣。合而生風。日至則月鐘其風。以生十二律。仲冬日短至。則生黃鐘。季冬生大呂。孟春生太簇。仲春生夾鐘。季春生姑洗。孟夏生仲呂。仲夏日長至。則生蕤賓。季夏生林鐘。孟秋生夷則。仲秋生南呂。季秋生無射。孟冬生應鐘。天地之風氣正。則十二律定矣。(許 1988 : 260)

(聖人が治める理想の世の中では、天地の気が合流して風が生じ、季節にしたがって月ごとに風が集まり、十二律が生じる。11月には最も日が短くなり、黄鐘が生じる。12月には大呂が生じる。1月には太簇が生じる。2月には夾鐘が生じる。3月には姑洗が生じる。4月には仲呂が生じる。5月には最も日が長くなり、蕤賓が生じる。6月には林鐘が生じる。7月には夷則が生じる。8月には南呂が生じる。9月には無射が生じる。10月には應鐘が生じる。天地の気象が正常であれば、十二律も確定する。)

この記述からは、漢代以降に発展した律暦学の根底にある二つの発想を読み取ることができる。第一に、音律と季節の運行との関係である。冬至から春分を経て夏至となり、秋分を経て再び冬至となるように、音律も季節の運行にしたがって、高い音から低い音まで規則正しく生じると考えられた。十二律は1年12ヶ月に対応するものとされている。第二に、音律と政治との関係である。季節の運行が正常であるためには、世の中が正しく統治されていなければならない。逆に言えば、世の中が正しく統治されていないとき、天は災害や異常気象を起こして為政者を罰するのである。天人相関説と呼ばれる説である。音律の狂いを見極めることは天地自然の異常を察知することであり、さらには政治の乱れを知ること

もあった。このように、音律は季節の運行に対応し、政治にも連動すると考えられたために、正確な音律を定めることは為政者の重要な責務とみなされた。中国の歴代正史には、「律曆志」と題する志がしばしば収められている。そこでは、音律と曆に関わる思想と計算が展開され、律管は、音高だけでなく、度量衡の基準として重視されている。

2. 日本への伝来と製作

律管は中国から日本へ伝来し、日本でも製作された。日本における律管は、日本の音楽理論の脈絡の中で、中国とは異なった展開を遂げる。以下、日本における伝来と製作の記録をたどってみよう。

2-1. 伝来

律管が日本へ最初に伝来したのは、奈良時代のことである。『続日本紀』巻第十二、天平七年夏四月条に、

入唐留学生従八位下道朝臣真備献唐礼一百卅卷。太衍曆経一卷。太衍曆立成十二卷。測影鉄尺一枚。銅律管一部。鉄如方響写律管声十二条。楽書要録十卷。(黑板 2000a : 137)

とある。天平7年(735)、唐への留学から帰国した吉備真備は、「銅律管一部」を献上した。これが、現在知られている限り、日本における律管の記録の初見である。吉備真備が律管とともに唐から将来して献上したものには、音楽理論書や律管の音に合わせた方響の一種のほか、「太衍曆経」「太衍曆立成」「測影鉄尺」などがあるので、律管が音律だけでなく曆にも関連する器具の一つとして伝来したということが推察できる。

律管の伝来に関する次の記録は、平安時代初期に見られる。『元亨釈書』巻第十六に、

釈永忠。京兆人。姓秋篠氏。宝亀之初。入唐留学。延曆之季随使帰。涉経論。解音律。(中略)弘仁七年四月滅。歳七十四。遺表上唐所得律呂旋宮図。日月

図。各二巻。律管十二枚。埴一枚。(黒板 2000b : 234)

とある。宝亀の初めに唐へ留学し、延暦年間に帰国した僧の永忠は、弘仁7年(816)没後、唐で得た「律管十二枚」を献上した¹⁰。永忠が律管とともに献上したのものには、楽器や音楽理論に関する図のほか、「日月図」がある。「日月図」という名称は暦と関連していた可能性を連想させるが、詳細は不明である。

しかし、日本では、中国と異なり、律暦学はあまり発展しなかった。その後、しばらく、日本の律管に関する記録は途絶えている(林 1973b : 639)。

2-2. 製作

次に律管が登場するのは、伝来ではなく製作の記録である。

『楽家録』(安倍季尚、1690)によれば、室町時代、詮芸と豊原敦秋によって二つの律管が製作された。一つは応永19年(1412)作の「年次」(としなみ)、もう一つは応永21年(1414)作の「恩徳院」である。前者には「恩徳院住持 詮芸」「名年次」「応永十九年 八月日 敦秋作」、後者には「応永二十一年 八月日 詮芸作 敦秋校」「恩徳院 常住」と銘がある。後者に名は付けられていないが、「恩徳院」という呼び名で知られている(『楽家録』三 2007 : 1005-1007、『楽家録』四 2007 : 1339)。詮芸は恩徳院の僧、豊原敦秋は笙を主業とする京都方楽人であり、尺八も演奏した。

恩徳院の詮芸は音律に詳しいことで知られ、江戸時代には、このほかにも彼の銘のある律管がいくつかあったという記録がある。江戸時代の儒者・医師であった橘南谿は、『北窓瑣談』(1825・1829刊)の中で、寛政6~7年(1794-1795)、詮芸作の律管を実際に見た、と記している。『北窓瑣談』には、律管の絵が五つ描かれている。第一は、元龜元年(1570)の銘のある律管である。最長管に「一越切也」とあり、最も低い音が壱越に当たる¹¹。橘南谿は「此竹ノ裏ニ恩徳院詮純之五字黒漆デ書ス」と注記しており、詮芸より後の時代の恩徳院の僧、詮純が製作したものである。第二は、応永21年(1414)、詮芸と敦秋の銘のある律管である。『楽家録』にある「恩徳院」と銘文が同じであるので、同一の律管と判断できる。第三は、享徳元年(1452)、詮芸の銘のある律管である。橘南谿は最長管に「此管平調律ナリ平調ヲ宮トスルモノ也」と注記しており、最も低い音が平

調に当たる。この律管は銘に「図鐘移平調」とあり、図鐘の音に合わせて作られた。図鐘とは同じく恩徳院にある調律具の一種で、叩くと平調の音を出す木製の板である。第四と第五は、最も低い音がそれぞれ盤渉と双調の音に当たる律管であり、いずれも詮芸の銘があるが、製作年は不明である。このほか、第二の図に「黄鐘律管八紛失シタルヨシ」と注記されているように、かつて最も低い音が黄鐘に当たる律管もあったという（日本随筆大成編集部 1974：282-288）。

恩徳院の律管は、当時、有名なものであったらしく、寛政11年（1799）に刊行された『都林泉名勝図会』にも絵が描かれている。律管ではなく「図竹」と書かれているが、応永21年、詮芸と敦秋の銘があるので、『楽家録』や『北窓瑣談』にある「恩徳院」と同一の律管を指すと判断できる（国際日本文化研究センター 2002-）。

『北窓瑣談』では詮芸のほか焉空作の律管についても言及されているが、絵は描かれていない。この律管は、林謙三によれば双調切で、「元和五 八月 日 恩徳院焉空」「以年次模之」と銘がある（林 1973a：425）。江戸時代、元和5年（1619）に恩徳院の焉空が詮芸と敦秋の「年次」を模作したものである。寛文年間（1661-1672）には安倍季尚も「年次」を模作した（『楽家録』三 2007：1007）。安倍季尚（1622-1708）は『楽家録』の著者であり、筆策を主業とする京都方楽人である。

元禄8年（1695）、藤元成が製作した律管は、やや異色である。藤元成は儒者の中村楊斎の弟子であり、編著に『修正律呂新書』（1697刊）、『楽律要覧』（1707序）がある。彼は蔡元定『律呂新書』に基づいて十八律の律管を製作した。南宋の儒者・楽律学者、蔡元定（1135-1198）は、『律呂新書』の中で、三分損益による十二律の計算方法の矛盾を解消するため、十二律に六つの変律を加えた十八律の理論を提唱している。『律呂新書』は中村楊斎によって江戸時代の日本に紹介され、その弟子である藤元成は、実際に18管の律管を製作した。

天明6年（1786）と寛政3年（1791）には、林広統が「恩徳院」を模作した。林広統（1723-1804）は笙を主業とする天王寺方楽人である。彼の模作した二つの律管のうち、寛政3年の律管は、前述の紀州徳川家伝来楽器コレクションの一つである（写真2）。

紀州徳川家伝来楽器コレクションのもう一つの律管、「五調宮音」（写真1）は、

天保6年(1835)、やはり笙を主業とする天王寺方楽人、林広済(1774-1848)が製作したものである。箱の蓋裏の銘に「此管五調之宮音当時ノ皇朝之所用心ノ紀伊前垂相老公之命敬製之」(『紀州徳川家伝来楽器コレクション』2004:285)とあり、紀州藩第10代藩主の徳川治宝が命じて、当時の朝廷で演奏されていた雅楽の音に基づいて作られた。

興味深いことに、「五調宮音」とよく似た律管が彦根城博物館に所蔵されている。箱書に「皇朝に当時用ひ給へる所の宮にならひ、此五声の律管を造りて、彦根侯にさゝけ奉ると云」(彦根城博物館 1996:110)とあり、やはり当時の朝廷で演奏されていた雅楽の音に基づいて作られ、彦根藩第12代藩主の井伊直亮に献上された。この律管の作者である林広就(1808-1862)は、笙を主業とする天王寺方楽人で、系図によれば「五調宮音」を作った林広済の子に当たる(平出 1989:付表+系図30)。林広済・広就父子作の律管に関わった徳川治宝と井伊直亮は、同時代に同じように楽器や楽譜を収集し、ともに一大コレクションを築き上げた人物として知られている。

近代以降には、明治16年(1883)、山井景順が十二律の律管を製作した。山井景順(1844-1884)は笛を主業とする京都方楽人である。この律管は雅楽研究者の羽塚啓明(1880-1945)が所蔵していたが、1945年に焼失した(林 1973b:640,649)。

なお、『七十一番職人歌合』(1500頃成立か)25番には、琵琶法師とともに、律管の絵が描かれている(続群書類従完成会 1997:第28輯 513)。12本の管が紐で連結され、房が付けられたものである。ただし、これを律管ではなく図竹とする解釈もある(平野 1989a:328)。

以上、室町時代から明治時代までに作られた律管の記録を挙げた。日本における律管は、奈良時代に伝来し、室町時代から製作の記録がある。日本で作られた律管の中では、恩徳院で作られた一連の律管が重要な位置を占めている。

2-3. 恩徳院の律管

恩徳院とは、遍照心院十二坊の一つであり、遍照心院とは、現在、京都市南区西九条比永城町にある真言宗東寺派の大通寺を指す(武内 1987:801、林 1973a:417)。詮芸・詮誉・詮純のような音律に詳しい僧を輩出し、律管や図鐘などの

調律具を所蔵していたことが、『体源抄』（豊原統秋、1511-12）や『楽家録』に記されている（『体源抄』三 2006：1310-1311、『楽家録』三 2007：1006）。

これまでに挙げた律管のうち、恩徳院に関わる律管は次の通りである。

- (1)室町時代の製作 詮芸・豊原敦秋...「年次」、「恩徳院」（2点）
詮芸...平調切、盤涉切、双調切、黄鐘切（4点）
詮純...一越切（1点）
- (2)江戸時代の模作 焉空...「年次」の模作（1点）
安倍季尚...「年次」の模作（1点）
林広統...「恩徳院」の模作（2点）

恩徳院の律管は、室町時代に詮芸など主に恩徳院の僧によって製作され、江戸時代にしばしば模作された。模作の状況から見て、恩徳院の律管は、江戸時代、すでに由緒正しい名品と見なされていたのであろう。

3. 伝存する律管

恩徳院の律管は、現在も伝存するとされてきた。音楽事典を繙いて「律管」の項を見てみると、『邦楽百科辞典』には「応永21年（1414）作のものが残っている」（『律管』1984：1039）、『日本音楽大事典』には「現存するものでは、恩徳院の詮芸が1414年（応永21）に作製した「恩徳院」と号するものが最も古い」（平野 1989b：328）とある。つまり、応永21年の「恩徳院」は現存しており、しかも現存最古の律管であるとみなされていることになる。

これらの記述の典拠は、おそらく、音楽学者の林謙三の研究にあると推測される。林謙三は、律管について次のような研究を発表した。

林謙三 1956 「恩徳院の律管とその音律をめぐって」『雅楽界』43・44号、1-14頁。

林謙三 1973a 「恩徳院の律管をめぐって」『東アジア楽器考』カワイ楽譜、417-432頁。

林謙三 1973b 「日本に知られた律用楽器」『東アジア楽器考』カワイ楽譜、

638-650頁。

このうち、林 1973a は林 1956の改訂版で、ほぼ同文である。これらの研究の中で、林謙三は応永21年の「恩徳院」を現存すると述べている。

しかし、林 1956・林 1973a によれば、じつは林謙三自身は「恩徳院」を見ていない。彼は「恩徳院の律管の名を聞くことは久しいが、私はその実物を未だ手にとったことがない。」と明言し、続けて「一九三七 - 八年の頃、私は京都在住の先輩、吉田恒三翁に依嘱して原品を調査してもらったことがあり、そのときの報告書により、その寸法や音律の実状を知ったのである。」と述べている（林 1973a : 417）。つまり、「恩徳院」は、1937-38年頃に吉田恒三（音楽学者、1872-1957）が調査したときには確かに大通寺にあったが、それ以降は、林謙三自身ですらその実在を確認していないということになる。

それでは、恩徳院の律管は、本当に現在も伝存するのであろうか。これまでに挙げた律管の中には、もはや全く行方がわからないものもあるが、20世紀以降の伝存が判明しているものもいくつかある。それらの律管について、伝存の状況を確認してみよう。

3 - 1. 恩徳院関係

恩徳院に関わる律管では、模作も含め、5点について、20世紀以降の伝存を確認することができる。(1)「年次」、(2)「恩徳院」、(3)焉空による「年次」の模作、(4)(5)林広統による「恩徳院」の模作（天明6年・寛政3年）である。

(1)「年次」

林謙三は、1916年に開催された雅楽声明に関する書籍展に「応永十九年敦秋作」の銘のある律管が出品されたことを指摘し、「年次」ではないかと述べている（林 1973a : 425）。林の言う書籍展とは、大正5年（1916）11月12日、東京音楽学校が開催した展覧会を指す。その際の展示品を記載した『雅楽及声明図書展覧目録』を見ると、確かに「応永十九年敦秋作」とある律管が認められる（『雅楽及声明図書展覧目録』1916 : 62）。『楽家録』によれば、「年次」は慶長年間（1596-1614）、寺の修理代として加賀の前田利常に進呈された。安倍季尚が模作したのは、一時的に京都に戻っていたときのことであった（『楽家録』三 2007 :

1007、『樂家録』四 2007：1339)、『雅楽及声明図書展覽目録』には展示品の貸与者一覧が記載されており、そこには「侯爵 前田利為」の名がある(『雅楽及声明図書展覽目録』1916：1)。仮に「年次」が江戸時代を通じて加賀の前田家に所蔵されていたのだとしたら、林が指摘するように、1916年に出品された律管が「年次」であった可能性は十分に考えられる。しかし、その後の所在は不明である¹²。

(2)(3)「恩徳院」と焉空による「年次」の模作

「恩徳院」は、前述のように、少なくとも1937-38年頃までは京都の大通寺に所蔵されていた。林によれば、1937-38年頃に吉田恒三が大通寺で調査した律管は2点あり、もう1点が元和5年の焉空による「年次」の模作である(林 1973a：418, 425)。この2点はおそらく現在も京都の大通寺にあるのではないかと推測されるが、未確認である。

(4)(5)林広統による「恩徳院」の模作(天明6年・寛政3年)

天明6年の模作は、音楽学者の吉川英史(1909-2006)が所蔵しており、林謙三が調査した(林 1973a：425-426)。この律管は『日本音楽大事典』に写真が掲載されている(平野 1989b：327)。写真には所蔵者が明記されていないが、銘文が林謙三の記述と一致するので、吉川英史所蔵の律管と同定できる。吉川英史没後、この律管の所在も未確認である。吉川英史の所蔵楽器の一部は沖縄県立芸術大学に寄贈された。『沖縄県立芸術大学附属図書・芸術資料館 所蔵楽器図録』には、「主として中国・韓国・日本の楽器の多くは、本学設置準備委員会委員であった吉川英史氏から寄贈されたものである。」(『沖縄県立芸術大学附属図書・芸術資料館 所蔵楽器図録』1998：9)とある。図録に律管は見当たらないが、「これらの資料は収蔵楽器すべてではなく、未整理のものは載せていない。」(『沖縄県立芸術大学附属図書・芸術資料館 所蔵楽器図録』1998：9)とあるので、未整理の楽器の中に天明6年の模作が含まれている可能性はある。しかし、現在のところ、未整理品の中に律管は発見されていない¹³。

寛政3年の模作は、現在、国立歴史民俗博物館に所蔵されている。

3-2. その他

恩徳院以外の律管では、3点について、20世紀以降の伝存を確認することがで

きる。(1)藤元成作の十八律の律管、(2)林広濟作「五調宮音」、(3)林広就作の律管である。

(1)藤元成作の十八律の律管

この律管は、京都方楽人の多久元(1878-1955)が所蔵していた。音楽学者の田邊尚雄はこの律管を調査し、1922年にその報告を発表している(田邊 1922)。林謙三は1973年に「現存している」(林 1973b : 640)と述べ、また『日本音楽大事典』、『国史大辞典』も現存するとしているが(平野 1989b : 328、寺内 1993 : 553)、現在の所在は未確認である。

前述の『雅楽及声明図書展覽目録』を見ると、「応永十九年敦秋作」の律管の右隣に、「律管(箱入)一八本」と書かれている(『雅楽及声明図書展覽目録』1916 : 62)。「応永十九年敦秋作」の律管は「(箱入)一二本」である。12管なら珍しくないが、18管という律管はそう多くはないはずである。展示品の貸与者一覧には、「多久元」の名が見える(『雅楽及声明図書展覽目録』1916 : 2)。1916年の東京音楽学校の展覧会には、「年次」とともに、藤元成作の十八律の律管も出品されていた可能性がある。

(2)(3)林広濟作「五調宮音」と林広就作の律管

現在、それぞれ国立歴史民俗博物館と彦根城博物館に所蔵されている。

以上3点のほか、作者も製作年も不明であるが、現在までに筆者が所在を把握した律管を4点挙げておこう¹⁴。(1)彦根城博物館の律管、(2)(3)京都府立総合資料館の律管、(4)宮内庁三の丸尚蔵館の律管である。

(1)彦根城博物館の律管

彦根城博物館は、林広就作の律管のほか、もう1点、律管を所蔵している。12管で、紐で連結されておらず、日本の十二律名が書かれている(彦根城博物館 1996 : 80)。

(2)(3)京都府立総合資料館の律管

京都府立総合資料館の佐竹コレクションには、2点の律管が所蔵されている(京都府立総合資料館 1970 : 佐竹コレクション蔵品一覧)。いずれも12管で、紐

で連結されている。1点には日本の十二律名が書かれている（京都府立総合資料館 1970：10.律管）。もう1点には十二律名はなく、房が付けられている（京都文化博物館学芸第二課 2002：63）。

(4) 宮内庁三の丸尚蔵館の律管

菅原道真の遺品と伝えられる琴の付属品である。旧蔵者は会津藩主松平容保で、『集古十種』（松平定信、1800）にも掲載されている。12管で、紐で連結され、房が付けられている（松平 1980：369、『古楽器の形態と音色に関する総合研究』2004：66, 86-87）。

以上、20世紀以降の伝存状況を確認しうる律管を挙げた。このうち、現時点において、筆者が実見、もしくは写真によって実在を確認した律管は、恩徳院関係では1点、その他では6点である。

本稿で言及した律管に関わる歴史的事項を表1、20世紀以降に伝存する律管の一覧を表2に整理した。

4. 結語

中国において考案され、奈良時代に日本へ伝来した律管は、室町時代には日本でも製作された。室町時代、京都の恩徳院では律管の製作が隆盛し、江戸時代には恩徳院の律管が尊重されて模作が生まれた。恩徳院の律管は、12本の管を一組にして紐で連結した形態をとる。日本で作られた律管は多くの場合12管であるが、5管や18管のものも製作された。

恩徳院の律管は現存するとされているが、恩徳院に関わる律管のうち、現時点で筆者が所在を確認したものは、国立歴史民俗博物館が所蔵する紀州徳川家伝来楽器コレクションの模作1点のみである。その他、彦根城博物館、京都府立総合資料館などに律管が所蔵されている。しかし、律管の伝存状況については、今後、さらに調査する必要がある。

日本における律管の歴史と現状の全容は、未だ明らかになってはいない。律管は、調律具の一種として過去の音高を知る手掛かりとなるだけでなく、単なる調律具の範囲を越え、音楽の理論と思想を探る上でも重要な意義がある。今後は、歴史と現状についての調査を続けるとともに、音高の変遷や理論的・思想的背景

表1 関連年表

時代	年	事項
奈良	天平 7 735	吉備真備、銅律管一部を献上。
平安	弘仁 7 816	永忠、律管十二枚を献上。
室町	応永19 1412	詮芸・豊原敦秋、「年次」を製作。
	応永21 1414	詮芸・豊原敦秋、「恩徳院」を製作。
	享徳 1 1452	詮芸、平調切を製作。
	不明 14-?	詮芸、双調切・黄鐘切・盤涉切を製作。
	不明 1500?	『七十一番職人歌合』成立か。律管記載。
	永正 8 - 9 1511-1512	豊原統秋『体源抄』成立。恩徳院詮芸等記載。
	元龜 1 1570	詮純、一越切を製作。
江戸	慶長 1596-1614	「年次」、大通寺より加賀前田家へ進呈。
	元和 5 1619	焉空、「年次」を模作。双調切。
	寛文 1661-1672	安倍季尚、「年次」を模作。
	元禄 3 1690	安倍季尚『楽家録』成立。「年次」「恩徳院」記載。
	元禄 8 1695	藤元成、『律呂新書』に基づき、十八律の律管を製作。
	天明 6 1786	林広統、「恩徳院」を模作。
	寛政 3 1791	林広統、「恩徳院」を模作。
	寛政 6 - 7 1794-1795	橘南谿、詮芸・焉空作の律管を実見。
	寛政11 1799	『都林泉名勝図会』刊行。「恩徳院」記載。
	寛政12 1800	松平定信『集古十種』刊行。会津藩所蔵の律管記載。
近代	文政 8 1825	橘南谿『北窓瑣談』刊行（3巻本）。恩徳院の律管記載。
	文政12 1829	橘南谿『北窓瑣談』刊行（8巻本）。恩徳院の律管記載。
	天保 6 1835	林広済、「五調宮音」を製作。
	不明 1808-1862	林広就、5 管の律管を製作。
	明治16 1883	山井景順、十二律の律管を製作。
	大正 5 1916	東京音楽学校にて、「年次」・藤元成による十八律の律管を展示か。
	大正11 1922	田邊尚雄、藤元成による十八律の律管を調査。
	昭和12-13 1937-1938	吉田恒三、「恩徳院」・焉空による「年次」の模作を調査。
	昭和20 1945	山井景順作（羽塚啓明所蔵）の律管、焼失。
	昭和31 1956	この年以前、林謙三、林広統による「恩徳院」の模作（天明6）を調査。

表2 律管一覧

	名称	管数	製作年	作者	所蔵	伝存状況	備考
恩徳院関係	年次	12	応永19 1412	詮芸・豊原敦秋	不明	1916年、東京音楽学校にて展示か。	
	恩徳院	12	応永21 1414	詮芸・豊原敦秋	未確認	1937-38年頃、吉田恒三が調査。大通寺所蔵。	
	-	12	元和5 1619	焉空	未確認	1937-38年頃、吉田恒三が調査。大通寺所蔵。	「年次」の模作。双調切。
	-	12	天明6 1786	林広統	未確認	1956年以前、林謙三が調査。吉川英史(1909-2006)所蔵。	「恩徳院」の模作。
	律管	12	寛政3 1791	林広統	国立歴史民俗博物館	紀州徳川家伝来楽器コレクシヨン	「恩徳院」の模作。
その他	-	18	元禄8 1695	藤元成	未確認	1922年、田邊尚雄が調査報告。多久元(1878-1955)所蔵。	蔡元定『律呂新書』に基づく。
	五調宮音	5	天保6 1835	林広濟	国立歴史民俗博物館	紀州徳川家伝来楽器コレクシヨン	宮中雅楽に基づく。
	律管	5	不明 1808-1862	林広就	彦根城博物館	彦根藩井伊家旧蔵	宮中雅楽に基づく。
	律管	12	不明 ?	不明	彦根城博物館	彦根藩井伊家旧蔵	
	律管	12	不明 ?	不明	京都府立総合資料館	佐竹コレクシヨン	
	律管	12	不明 ?	不明	京都府立総合資料館	佐竹コレクシヨン	
	律管	12	不明 ?	不明	宮内庁三の丸尚蔵館	会津藩松平家旧蔵	伝音原道真作。
	律管	12	不明 ?	不明			

についても考察を進めたいと考えている。

謝 辞

本稿執筆にあたり、以下の諸機関ならびに諸氏のご協力を賜った。記して感謝申し上げる。(敬称略)

沖縄県立芸術大学附属図書・芸術資料館

京都府京都文化博物館

国立歴史民俗博物館

岩淵令治、内田順子、遠藤徹、加藤富美子、久留島浩、佐藤優香、清水淑子、鈴木卓治、伊達伸明、永嶋正春、日高薫、水野僚子(国立歴史民俗博物館企画展示「楽器は語る - 紀州藩主徳川治宝と君子の楽 -」展示プロジェクト委員)
翁長邦子(沖縄県立芸術大学附属図書・芸術資料館学芸員)

注

- 1 本稿は、国立歴史民俗博物館企画展示「楽器は語る - 紀州藩主徳川治宝と君子の楽 -」(2012年7月10日～9月2日)に関連して開催された、第83回歴博フォーラム「人・音・文化 - 紀州徳川家伝来楽器コレクションをめぐって -」(国立歴史民俗博物館、2012年7月21日)における報告4「日本で作られた律管」に基づく。

引用文献中の旧字体・異体字等は現在通行の字体に改め、返り点・送り仮名・振り仮名は省略した。

- 2 紀州徳川家伝来楽器コレクションとは、紀州藩第10代藩主、徳川治宝(1771-1852)が収集したと伝えられる、日本有数の楽器コレクションの一つである。1953年に紀州徳川家第16代当主の徳川頼貞が田部長右衛門に譲渡して財団法人松江博物館の所蔵となり、その後、文化庁、東京国立博物館を経て、1983年に国立歴史民俗博物館の所蔵となった。2012年現在、総数は161件であり、雅楽の楽器を中心とした楽器20数種、楽譜、箱や袋、書状や鑑定書などを含む。楽器の周辺事情を伝える附属文書が豊富であるのが特徴とされ、美術工芸品としての評価も高い(日高 2012、水野 2004)。
- 3 名称と番号は、『紀州徳川家伝来楽器コレクション』2004に従う。紀州徳川家伝来楽器コレクションは「データベースれきはく1」(国立歴史民俗博物館 2006-2012)において公開されており、閲覧可能である。

- 4 「律呂図板」(H-46-153-3)を調律具に含める場合もあるが、音が出るものではなく、音高というより音階を示す道具であるので、本稿では除外する。
- 5 筆者は実見していないが、2012年7月21日、写真を閲覧する機会を得た。
- 6 吹奏されるという説もある(『楽家録』三 2007:1010)。
- 7 紀州徳川家伝来楽器コレクションの四穴のうち1点の箱には「平調切四穴」とあるが、残る2点の箱には「調子竹」と記されている(『紀州徳川家伝来楽器コレクション』2004:283-284)。
- 8 「五調子律管」という名称は箱書による(『紀州徳川家伝来楽器コレクション』2004:284)。
- 9 『呂氏春秋』の現代日本語訳は筆者によるものであるが、楠山 1996を参照した。
- 10 永忠が留学したのは宝亀8年(777)出発の遣唐使、帰国したのは延暦24年(805)帰国の遣唐使であろう(鈴木 1985:206)。
- 11 最長管の音の名によって「何々切」と呼ぶ。杏越・平調・双調・黄鐘・盤渉は、それぞれほぼドイツ音名のD・E・G・A・Hに相当する。ただし、当時の音高が現在と同じであったかどうかは不明である。
- 12 なお、前田育徳会尊経閣文庫分館を有する石川県立美術館には、「蒔絵脇息図十二律箱」(伝五十嵐道甫、1678没)と称する、律管を入れるための箱が所蔵されている(石川県立美術館 1999)。
- 13 2012年5月14日、翁長邦子氏(沖縄県立芸術大学附属図書・芸術資料館学芸員)のご協力により、筆者は未整理の楽器を一通り閲覧させていただいたが、律管は見つからなかった。
- 14 写真を確認したものに限る。

参考文献

1. 事典項目

- 「律管」 1984 吉川英史監修『邦楽百科辞典 雅楽から民謡まで』音楽之友社、1039頁。
- 鈴木靖民 1985 「遣唐使」国史大辞典編集委員会編『国史大辞典』第5巻、吉川弘文館、204-207頁。
- 武内孝善 1987 「大通寺(一)」国史大辞典編集委員会編『国史大辞典』第8巻、吉川弘文館、801頁。

- 寺内直子 1993 「律管」国史大辞典編集委員会編『国史大辞典』第14巻、吉川弘文館、553頁。
- 平出久雄編 1989 「日本雅楽相承系譜（楽家篇）」平野健次他監修『日本音楽大事典』平凡社、付表+系図12-33頁。
- 平野健次 1989a 「囀竹」平野健次他監修『日本音楽大事典』平凡社、328頁。
- 平野健次 1989b 「律管」平野健次他監修『日本音楽大事典』平凡社、327-328頁。

2. 論文

- 田邊尚雄 1922 「元禄年間に作られた十八本の律管」『学芸』第490号、62-65頁。
- 林謙三 1956 「恩徳院の律管とその音律をめぐって」『雅楽界』43・44号、1-14頁。
- 林謙三 1973a 「恩徳院の律管をめぐって」『東アジア楽器考』カワイ楽譜、417-432頁。
- 林謙三 1973b 「日本に知られた律用楽器」『東アジア楽器考』カワイ楽譜、638-650頁。
- 日高薫 2012 「紀州徳川家伝来楽器コレクションの概要とその価値」『企画展示 楽器は語る - 紀州藩主徳川治宝と君子の楽 -』国立歴史民俗博物館、6-9頁。
- 水野僚子 2004 「紀州徳川家旧蔵楽器コレクションの伝来について」『紀州徳川家伝来楽器コレクション』国立歴史民俗博物館、323-328頁。(国立歴史民俗博物館資料図録3)

3. 書籍

- 『沖縄県立芸術大学附属図書・芸術資料館 所蔵楽器図録』1998 沖縄県立芸術大学附属図書・芸術資料館。
- 『雅楽及声明図書展覧目録』1916 東京音楽学校。
- 『楽家録』三 2007 現代思潮新社（オンデマンド版）。（覆刻 日本古典全集）
- 『楽家録』四 2007 現代思潮新社（オンデマンド版）。（覆刻 日本古典全集）
- 『紀州徳川家伝来楽器コレクション』2004 国立歴史民俗博物館。（国立歴史民俗博物館資料図録3）
- 『古楽器の形態と音色に関する総合研究』2004 平成13～15年度科学研究費補助金基盤研究（C）（2）研究成果報告書（研究代表者：高桑いづみ）。
- 『体源鈔』三 2006 現代思潮新社（オンデマンド版）。（覆刻 日本古典全集）
- 許維遜撰・佚文輯校蔣維喬輯 1988 『呂氏春秋集釈』上冊、世界書局。（楊家駱主編 増補中国思想名著）

京都府立総合資料館編 1970 『日本の楽器 - 佐竹コレクションを中心に -』 京都府立総合資料館友の会。

京都文化博物館学芸第二課編 2002 『都の音色 - 京洛音楽文化の歴史展 -』 京都文化博物館。

楠山春樹 1996 『呂氏春秋』 上、明治書院。(新編漢文選 思想・歴史シリーズ)

黒板勝美編 2000a 『続日本紀』 吉川弘文館 (新装版)。(新訂増補 国史大系 第二巻)

黒板勝美編 2000b 『日本高僧伝要文抄 元亨釈書』 吉川弘文館 (新装版)。(新訂増補 国史大系 第三十一巻)

続群書類従完成会編 1997 『群書類従』 (訂正三版)、大空社 (CD-ROM)。

日本随筆大成編輯部編 1974 『日本随筆大成』 第二期15、吉川弘文館。

彦根城博物館編 1996 『日本の楽器 - 織りなす音・雅びの世界 -』 彦根市教育委員会。

松平定信編 1980 『集古十種』 4、名著普及会 (国書刊行会 1908 覆刻版)。

4. データベース

石川県立美術館 1999 所蔵品データベース

<http://www.ishibi.pref.ishikawa.jp/syozou/index.html>、2012年9月22日。

国際日本文化研究センター 2002- 都林泉名勝図会データベース

<http://www.nichibun.ac.jp/meishozue/rinsen/c-pg3.html>、2012年7月16日。

国立歴史民俗博物館 2006-2012 データベースれきはく1

<http://www.rekihaku.ac.jp/database/index.html>、2012年10月12日。